

平成22年6月7日
国立国会図書館

納本制度審議会答申 「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」について

平成22年6月7日、納本制度審議会 濱野保樹 会長代理から国立国会図書館長 長尾真に対して、標記の答申が手交された。

これは、館長の諮問「国立国会図書館法第25条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」（平成21年10月13日）に対する答申である。

答申の趣旨

インターネット等で提供される民間の電子書籍、電子雑誌等（以下、オンライン資料）を個別の契約によらないで収集する制度を設ける。

オンライン資料を収集する主な理由は次のとおり。

- (1) オンライン資料は、現行の納本制度では収集できない。
- (2) オンライン資料の収集ができないと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」（国立国会図書館法第25条）の目的が達せられないおそれがある。

2 収集対象となるオンライン資料

収集対象となるオンライン資料は、同内容の紙媒体のものであっても収集し、また、有償・無償を問わない。なお、内容による選別は行わない。

3 収集方法

主として、オンライン資料を公開した者からの国立国会図書館への送信によって収集することを想定。オンライン資料を公開した者は、送信等に関する義務を負う。

4 利用に当たっての想定

基本的に図書館資料と同等の利用提供を行うことを想定。

5 経済的補償

オンライン資料の収集では、送信のための手続に要する費用を「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考える。

6 罰則規定

現段階では、過料も含め罰則規定は設けないことが妥当である。

7 著作権等の制限

オンライン資料の収集を契約によらないで行うため、著作権法等の制限が必要である。